

「管理手当等の見直し」について考えよう！

現在、提案されている「管理手当等の見直し」（提案）は、基準内賃金であることから割増賃金や期末手当など、私たちの賃金に大きく関わってきます。



主任職 A さん

「管理手当等の見直し」前

基本給＝300,000 円
年収：基本給×12ヶ月＋6ヶ月

＝5,400,000 円

「管理手当等の見直し」後

基本給＝300,000 円
年収：基本給×12ヶ月＋6ヶ月

＝5,400,000 円



主務職 B さん

「管理手当等の見直し」前

基本給＝300,000 円
年収：基本給＋28,000 円（管理手当等）
×12ヶ月＋6ヶ月

＝5,904,000 円

「管理手当等の見直し」後

基本給＝300,000 円
年収：基本給＋31,000 円（管理手当等）
×12ヶ月＋6ヶ月

＝5,958,000 円

1 時間当り賃金額の算出

割増賃金には①超過勤務手当、②夜勤手当の2つの手当があります。この手当を計算するために「1時間当り賃金額」を算出します。

$$1 \text{ 時間当り賃金額} = \frac{\text{基本給} + \text{管理手当等} + \text{都市手当} + \text{職務手当} + \text{技能手当}}{149.9}$$

超過勤務手当における単価

- A 単価 1 時間当り賃金額に 100/100 を乗じたもの
- B 単価 1 時間当り賃金額に 130/100 を乗じたもの
- C 単価 1 時間当り賃金額に 35/100 を乗じたもの
- D 単価 1 時間当り賃金額に 135/100 を乗じたもの
- E 単価 1 時間当り賃金額に 150/100 を乗じたもの



期末手当の基準額

期末手当には夏季手当と年末手当があり、その支給額を算出するにあたっては基準額を決めなければなりません。その基準額は「交渉して決める」としてはいますが、基準額には基本給、管理手当等、都市手当、扶養手当の月額合計額を含んでいます。